

加古川養護学校の福祉避難所運営に関する要綱

平成 28 年 8 月 24 日

総務部長 決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、加古川市内において地震、風水害等の災害が発生又は発生の恐れがあり、要援護者が避難を余儀なくされ、加古川市立加古川養護学校（以下「養護学校」という。）を福祉避難所として使用する場合の施設の運営を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において「要援護者」とは、障がい者で一般の避難所での生活に支障をきたし、何らかの特別な配慮を必要とする者とする。なお、福祉避難所は、その家族も付き添いとして利用できるものとする。

(施設の使用要請等)

第 3 条 災害対策本部は、福祉避難所として養護学校を使用する必要があるときは、あらかじめ電話等で確認の上、次に掲げる事項を明らかにした書面（様式 1）で連絡するものとする。

(1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の氏名、連絡先等

(3) 使用する期間（原則 1 週間以内。ただし、災害の規模により延長することができる。）

2 養護学校は、福祉避難所として施設を使用する連絡を受けたときは、可能な範囲で要請に応えるものとする。

3 災害対策本部は養護学校を福祉避難所として開設したときは、教育委員会に書面（様式 2）で連絡するものとする。

(福祉避難所への入所判断等)

第 4 条 福祉避難所への入所判断は、災害対策本部が実施する。一般の避難所から福祉避難所への移動は、原則として要援護者及びその家族が行うものとする。

(管理運営)

第 5 条 養護学校は、要援護者に係る食料及び日常生活用品等の必要な物資の調達に努めるものとする。ただし、要援護者及びその家族等で調達が可能な場合はその限りでない。

2 養護学校は、施設職員により、要援護者の相談又は助言、その他の支援を行うものとする。

3 災害対策本部は、前 2 項において、養護学校による物資の調達及び職員のみによる対応ができないと予測される場合、もしくは養護学校から応援の要請があった場合は、不足する物資及び必要な分野の支援者を確保し派遣するものとする。

(補則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

様式1 (第3条関係)

年 月 日

加古川市立加古川養護学校受入れ連絡票

加古川市立加古川養護学校 様

加古川市災害対策本部

要援護者	氏名			
	住所			
	電話番号			
	心身の状況 ※障がいの程度など			
	加古川養護学校の利用	有		無
	かかりつけ医療機関名	電話番号		
		主治医		
身元引受人	氏名			
	住所			
	電話番号			
使用期間	年 月 日 から 年 月 日まで			
特記事項				

様式2（第3条関係）

年 月 日

福祉避難所の開設連絡票

加古川市教育委員会 様

加古川市災害対策本部

加古川市立加古川養護学校を下記のとおり、福祉避難所として開設しましたので連絡します。

記

1. 開設日時 年 月 日

2. 開設期間(予定) 年 月 日まで